

## 令和3年度 神奈川区社会福祉協議会 ふれあい助成金について

※コロナウィルスの影響により開催できなかった説明会において、伝える予定であった内容をまとめましたので、必ずお読みいただき、団体の活動者全員に周知いただきますようお願いいたします。

**・ふれあい助成金の主旨**

市民の自発性のもと、市内で行われる非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業の支援を目的とする助成金である。

\*国が進める高齢者施策である「地域包括ケアシステムの構築」に寄与するため、更に、全世代・全対象型地域包括支援体制の構築支援のため。

※助成金交付団体は自団体の活動を通じて、地域の問題を地域の方が解決する上記支援体制構築の一翼を担うことを期待されています。

**・本助成金の使途が制限される理由**

本助成金の使用は、公金の使用と見なされるため、使途には制限があります。

1. 本助成金は、**食材費等の飲食経費には、使用できません。**事業の中で食材費等を使用する場合は、自主財源を充ててください。
2. 営利を目的とする事業には使用できません。
3. 政治上の主義を推進することを目的とする事業には使用できません。
4. 宗教の教義を広め、信者の育成等につながる事業には使用できません。
5. 公的サービス事業（行政からの委託費や補助金が入っている事業）は重複助成と見なされるため、本助成金は使用できません。
6. 横浜市社会福祉協議会からの補助・委託を受けている事業は重複助成となるため、使用できません。
7. 横浜市社会福祉協議会 善意銀行の配分を受けている事業は、重複助成と見なされるため、使用できません。
8. 横浜市社会福祉協議会 福祉バスを利用する事業は、重複助成と見なされるため、使用できません。

※公金使用と同等の扱いであるため、個人や団体の利益につながる事業には使用できません。

上記5～8については、一つの事業に対し重複助成としないことで、より多くの団体に、ふれあい助成金を利用いただき、地域福祉の推進を進められる様、定められているものです。

\*他にも使途の制限はあります。てびきにて確認ください。

**助成金の財源について****助成金の財源**

- ①横浜市社会福祉協議会基金（よこはまあいあい基金、障害者年記念基金）
  - ②横浜市社会福祉協議会 善意銀行
  - ③神奈川区社会福祉協議会 共同募金配分金
  - ④神奈川区社会福祉協議会 善意銀行
- ※①は、寄付金・横浜市補助金を原資として基金が構成されています。
- ※③は、「赤い羽根共同募金」を財源とするものです。

・赤い羽根共同募金を財源としているため、募金が少なければ、財源が確保できず、審査により、助成不可の団体が増えることとなります。

※現行の制度は、市内統一の制度となっているため、予算不足となった場合に、全申請団体に交付できる様、一律で減額して交付することは認められていません。

他区では申請額満額が交付され、神奈川区では一律減額されて交付されたということはない制度になっています。

・本助成金は、審査会により、条件や各要件、事業内容を含め、審査・決定されており、交付団体の意思で、事業内容や用途を変えられるものではありません。

事業が実施できない等で、助成金が余り、備品購入に変更する事は原則として認められません。返金をお願いします。返金されたお金は次年度の財源に繰入れます。

・助成を受ける団体は、赤い羽根共同募金への協力を可能な範囲で行っていただくことを原則としています。

団体として、10月1日より始まる街頭募金活動に参加協力いただくこと、団体が発行する広報、チラシなどに募金協力の依頼を記載すること、事業実施時に会場に募金箱を設置すること等の協力方法があります。財源確保のためにご協力をお願いします。

**助成金の取消・返還について**

・虚偽の申請、虚偽の報告は、助成金取消や助成金の返還となります。悪質な場合は、詐欺行為として対処します。

・助成条件をはじめ、各要件を充たしていない場合も取消や返還となります。

（\*コロナ禍の影響による条件緩和等は、別途周知しています。必ず確認ください。）

※審査会は、事業内容は勿論、条件や要件を充たしているか、用途に問題がないか、共同募金に協力の姿勢はあるか等を審査の項目として審議しています。

令和3年2月26日 神奈川区社会福祉協議会 助成金総合審査委員会